# 令和4年度 第1回当別町空家等対策協議会 会議録

日 時 令和5年1月16日(月) 14:30~15:10

場 所 役場 1階大会議室

出 席 者(出席委員) 松岡委員(会長)、小田島委員(副会長)、秋場委員、 橋本委員、高須委員、佐々木委員 6名

(欠席委員) なし

(事務局) 山崎住民環境部長、中渡環境生活課長、青井町民生活係長 宮原主任、棚橋相談員

傍聴者 なし

## 【会議概要】

- 1. 開 会
- 2. 会長挨拶
- 3. 議事

松岡会長が議長となり進行する。

- (1) 協議事項
- ①当別町における空家等の現状について

資料1「空家等の現状報告について」を事務局より説明。その後、今年度に解体に至った1事例について事務局より説明。

## 【質疑応答等】

- ・町で把握している空家の件数には売り物件に出ているものは含まれていますか。→不動産会社が売却のため管理している物件は除いています。
- ・売り物件になりそうな入居可能なものはありますか。
- →入居可能な建物もありますが、売却の意向が無く今すぐ処分を考えていない方 もけっこういます。家屋内に荷物が置いたままになっていたり、処分に踏み切 れなかったり様々な理由があるようです。
- ・解体に至った事例では、解体費用はどのくらいでしたか。解体する工事費用が出 せずにあきらめている場合もあると思います。
- →今回の事例は木造で残置物も少なかったため比較的安価に解体できたと聞いています。解体業社3者から見積もりを取って、一番安いところに頼んだと聞いています。
- ・司法書士はどちらに依頼したのですか。
  - →橋本司法書士から札幌市内の司法書士会で空き家対策委員会をされている司 法書士の方をご紹介いただき、そちらの司法書士を紹介し検討いただきました。
- ②危険空家等の除却補助制度について

資料2「当別町危険空家等除却補助金のご案内(案)」を事務局より説明。

## 【質疑応答等】

対象とする家屋の所有者が共有状態であった場合も対象となるのでしょうか。→解体について権利者すべての方から同意がもらえれば可能と考えています。

#### 4. その他

#### 事務局より説明

今ご説明しました補助制度の提案と相異なることをお話しなければなりません。 実は、本日午前中に次年度予算の査定があり、危険空家等の除却補助金制度について、同様の説明をさせていただきましたが、補助制度の内容に懸念材料があるということで、令和5年度の予算化は見送りになりました。懸念材料としては、個人が所有する資産の処分に町の費用が用いられることへの不公平感、そして、補助制度を活用するため解体時期を先延ばしにする事案が発生する恐れなどの懸念が払拭できないという意見をいただきました。

補助制度は必要であると考え2年間協議してきましたが、理解を得るまでには至りませんでしたので、さらに何らかの工夫が必要であると思っています。その改善案について、この協議会に改めてご提案させていただきご意見をいただいて、令和6年度に臨みたいと思っています。

### 【質疑応答等】

- ・不公平感があるというのは分かる気がします。補助金の対象になるまで放っておくという方も出る可能性もありますし、どのように折り合いをつけると良いかということですね。
- →補助金の金額設定は、過去のアンケート結果から解体希望のニーズを考慮し設定しましたが、管内の補助制度の中でも高額の設定となっています。管内や道内の状況を勘案しながら、補助制度の確立に向けてさらに協議を進めていきたいと考えています。
- ・所有者との交渉の中で、補助はないのかと聞かれることもありますか。
- →聞かれることはあります。周りの市は解体の補助制度がありますので聞かれます。どこまで行政で補助ができるかというところも含め、再度検討していきたいと思います。危険空家等に対する取り組みは必要と考えており、本協議会の中で改めてご検討していただくようにしたいと考えておりますので、本日は、このような内容になりましたが、再度ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 5. 閉会